

令和7年度

いじめ防止に向けた基本方針



洞峰学園つくば市立小野川小学校

はじめに

いじめ問題の解決に向けて、日本国内でも様々な方針がこれまでだされてきた。例えば文部科学省から平成 25 年に出された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義について「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について注釈が追加される等の変更がされた。また、平成 29 年には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」もだされ、いじめの未然防止、重大事態へ発展させないような取組が現在なされている。

また、近年 Society5.0 の実現に向けた取組も求められている。「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」の中では、「ダイバーシティなどこれからの社会に代表される言葉の具現化に向けて、いじめ等の課題によって優れた能力や高い学習意欲を持ちながらも、必要な学びを得られない子供、外国籍の子、障害のある子の存在を忘れずに対応していく必要がある。学校教育においては、『教師』の役割も当然変化することが考えられるが、『教育は人なり』と言われるように、学校教育の直接の担い手である教師の果たすべき役割は、今後も引き続き極めて重要である。」と述べられている。

洞峰学園でも、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「茨城県いじめ防止基本方針」、「つくば市いじめ防止基本方針」に基づいて、学園内でのいじめの未然防止に向けた話し合いを繰り返し行い、「いじめ防止に向けた基本方針」を策定してきた。そのような中、平成31年 1 月に「茨城県いじめの重大事態対応マニュアル」が出されたことから、重大事態への対応が一層求められている。重大事態への対応をしていくなかで、迅速かつきめ細やかな対応をするために、本校では、基本方針の再確認と見直しを行った。

洞峰学園では、「夢や希望をもち、未来に向かってたくましく生きる児童・生徒の育成」を教育目標としている。本校でも、安全・安心な学校づくりに取り組むとともに、心豊かな児童の育成に向けて、今回の基本方針に則り、いじめの未然防止に取り組んでいきたい。

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは「当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

つまり、相手の行為形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童が「いやな思い」、「つらい気持ち」、「苦しい」、「すぐにやめてほしい」と感じている言動、態度、行いは全て「いじめ」ということになる。

2 基本的な考え方

いじめは、どの児童、どこの学校にもある前提で、全ての児童が「いじめはしない」、「いじめはさせない」、「いじめを許さない」と考え、常日頃からそのことを意識することが重要となる。

また、いじめは「いじめる子」（加害者）と「いじめられる子」（被害者）が固定しているわけではなく、「いじめる子」も「いじめられる子」になることも、近年の傾向としてあることを考えていくことも大切である。

さらに、単に「いじめる子」、「いじめられる子」という関係だけでなく、周りではやし立てる、面白がっている子（観衆）がいじめを助長し、見て見ぬふりをする子（傍観者）がいじめ行為を認めていると理解され結果的にいじめを助長している、いわゆる「四層構造」もふまえて、いじめを防止していく必要がある。

そして、いじめの形態は校内や通学途中でおきる暴力を伴ういじめから、インターネットを通して行われるいじめまで多様化、複雑化していることをふまえて、保護者、地域、関係機関と連携し対応していくことが求められている。

以上のことをふまえて、つぎのようなことを基本として心掛けていく必要がある。

○児童のみならず、保護者、地域にも広めて、社会力を高め、いじめの防止と根絶に努めること。

○いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に対応すること。

○いじめは、学校と学校を取り巻く地域が総ぐるみで取り組む問題であるという意識を高めること。

II 学校の取組

1 いじめの防止に向けた対応

(1) いじめの認知

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩である認識にたち、認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考える。認知件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切である。

(2) いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢

○いじめ問題には必ず組織で対応する。

○いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。

○自分が担当する学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

(3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

(4) インターネットを通じたいじめの防止

情報モラル教室の実施や、家庭向けの資料を学校ホームページに掲載することで、児童及び保護者への啓発を行う。

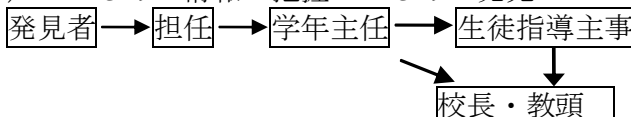
(5) 相談窓口の周知

教育相談センター、いじめ相談窓口があることを周知したり、いじめ防止のための各種サポートセンターのカードを配付したりして、未然に抑止するよう努める。

- (6) アンケートの実施
学校での生活におけるいじめの実態把握を行うために、6月、11月の年2回アンケートを実施する。
- (7) 面談の実施
上記アンケートの内容等をもとに、担任及び学年職員による定期的な面談を行い、児童や保護者から話を聞く。
児童：6月、11月、2月
保護者：7月、12月
※ また、上記以外にも児童、保護者の希望がある場合は、随時面談を行う。
- (8) 地域との連携
学校ホームページによる情報発信、民生委員との連絡をとりながら、地域との連携を図っていく。
- (9) その他
 - ① 学園いじめ対策推進委員会の実施
 - 月一回程度（学園生徒指導協議会で情報交換）行う。
 - 週に一回の終会にて、全職員と情報共有。
 - いじめについての取組について協議する。
 - ② 校内での情報共有、緊急対応、重大事態への対応について
 - いじめの現状把握については生徒指導部会及び週一回の運営会議にて学校長、教頭、教務主任、学年主任と情報共有を図る。
 - 学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
 - 生徒指導部を中心に解決に向けて動く。
 - 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。
 - いじめの重大事態として扱う可能性がある場合は、学校長が教育委員会と相談する。

2 いじめ発生時の対応

- (1) いじめの情報の把握・いじめの発見



- (2) 対応チームの編成
校長の命により、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・SC・SSW・養護教諭等、事案に応じて柔軟に編成
- (3) 対応方針決定・役割分担
 - 情報の整理
いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
 - 対応方針
 - ・緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度）
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (4) 事実の究明 ～被害者→周囲の児童・いじめられている児童→加害者の順で～
 - いじめられている児童や、周囲の児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
 - 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。
 - 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
 - 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
 - 聴取終了後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
 - ×いじめられている児童といじめている児童を同じ場所で事情を聴くこと。
 - ×注意、叱責、説教だけで終わること。
 - ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

×ただ単に謝ることだけで終わらせること。

×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(5) 児童への対応

① 被害者への対応

○共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるような支援を継続する。

×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

② 加害者への対応

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。

○話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。

○被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。

○面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

③ 他の児童への対応

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

○いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。

○いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせる。

④ 関係機関との連携

○市教育委員会・教育相談センター＝報告と対応方針の相談

○警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生

○医療機関＝被害者の心身の外傷

○PTA＝本部役員会への報告・相談

(6) 保護者への対応

① 被害者の保護者

○家庭訪問を行い事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。

○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

○対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

② 加害者の保護者

○家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。

○相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

3 教職員研修の充実

校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

○実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得も含め、内容の充実を図る。

○事例研究によって、いじめに対する具体的な対応方法についての理解を深める。

○いじめ問題には学校外を含めたチームで対応するという認識を共有する。

○インターネットやスマホ等によるいじめの増加に適切に対応するため、最新のインターネットに関する情報を収集し、共有する。

4 いじめ防止と根絶のための取組

(1) 未然防止

○学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。特に、人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を徹底する。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学びを保障する。

○道徳において

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にす指導の充実に努める。

○学級活動において

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る

○学校行事において

- ・児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

○児童会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（児童会主体のいじめ防止啓発活動の展開。ポスターの作成や掲示。）

○家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

(2) 早期発見

○複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して児童に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらおう。

○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」を定期的実施する。
- ・アンケート調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○教育相談による把握

- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・児童の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
 - ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等についてできるだけ詳細に情報を得るように努める。
- (3) 早期発見に向けた取組
- いじめの連絡や相談があった場合は、速やかにいじめられている児童の安全を確保すると同時に、「学校いじめ対策委員会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。
- (4) 重大事態の判断と教育委員会への報告
- いじめに伴う事態が重大であると判断した場合、重大事態であると判断した根拠とともに、それまで把握した全ての事実を速やかに教育委員会に報告する。

Ⅲ 重大事態発生時における学校の対応

1 重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」生命心身財産等重大事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」不登校重大事態がある。（文部科学省）

以上がいじめ重大事態の定義である。

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した旨をつくば市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事実に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

IV いじめ対策年間計画

月	教職員の活動			児童の活動		授業等
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動	
4	○全体計画の検討 ○現状把握	○いじめに対する共通理解 ○配慮を要する児童の把握①	○地域確認	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○委員会活動組織づくり	
5		○性的マイノリティに関する研修 ○配慮を要する児童の把握②		○話し合い「学級の諸問題について」	○いじめ防止に向けての啓発活動①	○性的マイノリティに関する授業（全学年）
6		○行動目標アンケートの分析と活用 ○SOSの出し方に関する研修	○アンケート実施① ○二者相談（担任と児童）	○ソーシャルスキルトレーニング実施 ○係活動の充実	○学園あいさつ運動 ○思いやり集会	○いじめ予防弁護士授業（6年）
7	○いじめチェックリストの実施及び分析	○保護者面談について	○保護者面談	○夏休みに向けた事前指導	○いじめ防止に向けての啓発活動②	○SNSに関する教室（高学年） ○SOSの出し方に関する授業
8	○配慮を要する生徒への関わり	○教育相談技術（講師SC） ○道徳研修	○配慮を要する児童への関わり			
9		○SOSの出し方の教育について		○いじめについての話し合い活動		
10	○学校評価を受けての対策の点検	○いじめに関わる事例研修				
11	○いじめチェックリストの実施及び分析	○アンケート分析	○アンケート実施② ○二者相談（担任と児童）		○学園あいさつ運動	○薬物乱用防止教室（6年生）
12	○配慮を要する生徒への関わり	○道徳研修	○配慮を要する児童への関わり ○保護者面談	○冬休みに向けた事前指導	○いじめ防止に向けての啓発活動③	○SNSに関する教室（中学年）
1	○いじめチェックリストの実施及び分析			○学習習慣の見直しを行い、自己有用感を高める。	○6年生を送る会の準備	○SOSの出し方に関する授業
2	○新年度のクラス編成にあたって	○新年度のクラス編成にあたって	○新年度に向けて二者面談	○感謝の会、6年生を送る会に向けた練習	○6年生を送る会の準備	○SNSに関する授業（低学年）
3	○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○1年の振り返りと次年度の計画	○反省と次年度計画	○生命に関する授業（5年生）

